

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
1	「マチイロ」に関する協定	株式会社ホープ代表取締役 時津孝康	秘書広報課	広報よなごの電子書籍版を気軽に閲覧することができるスマートフォンアプリ「マチイロ」を通じて、広く住民に情報を提供し、住民サービスの向上と地域社会への貢献を図ること	(1)「マチイロ」上に行政情報のアップロードを行うこと (2)「マチイロ」を適切に管理運営して、行政情報を住民に発信・提供すること (3)広告枠を広告主に販売すること	2017/3/23	協定締結日から1年間。期間満了の日の2ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
2	米子市の行政情報等の配信に関する協定	株式会社フューチャリンクネットワーク代表取締役 石井文晴 他1社	秘書広報課	地域情報ポータルサイト「まいぶれ米子」を活用して、広く住民に行政情報を伝えること	(1)行政情報を提供すること (2)行政情報をポータルサイトに掲載すること (3)ポータルサイトに関する広報活動に協力すること	2018/8/1	協定締結日から1年間。期間満了までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
3	市政情報等の発信に関する連携協定	鳥取マガジン代表都丸司	秘書広報課	地域情報WEBマガジン「鳥取マガジン」を活用して、広く市民に情報を伝えること	(1)鳥取マガジンに対して市政情報を提供し、発信してもらうこと (2)鳥取マガジンの情報を市の媒体にて発信すること	2021/2/18	協定締結日から1年間。期間満了までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
4	災害時における生活物資の調達に関する協定	株式会社高島屋米子店	防災安全課	生活物資の調達	物資の調達	1998/7/22	なし	
5	災害時における生活物資の調達に関する協定	株式会社イオンリテール	防災安全課	生活物資の調達	物資の調達	1998/7/10	なし	
6	災害時における生活物資の調達に関する協定	株式会社米子しんまち天満屋	防災安全課	生活物資の調達	物資の調達	1998/7/30	なし	
7	災害時における生活物資の調達に関する協定	株式会社いない	防災安全課	生活物資の調達	物資の調達	1998/7/29	なし	
8	災害時における生活物資の調達に関する協定	株式会社ジュンテンドー	防災安全課	生活物資の調達	物資の調達	1998/9/4	なし	
9	災害時における生活物資の調達に関する協定	株式会社サンイレブン (ホームセンターサンアイ)	防災安全課	生活物資の調達	物資の調達	1998/8/4	なし	
10	災害時における皆生ライフセービングクラブと米子市との相互協力	特定非営利法人皆生ライフセービングクラブ	防災安全課	災害救助	(1)救助用ゴムボートその他災害時に必要と認める資機材の借受け (2)資機材等を借受ける場合の搬送 (3)その他、特に必要と認めた事項	2005/8/23	なし	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
11	米子市と株式会社中海テレビ放送との災害緊急放送に関する相互協定	株式会社中海テレビ放送	防災安全課	災害情報等の伝達	本市の要請によりコミュニティチャンネル（5ch）において優先的に放送し、それ以降においても状況に応じて適宜放送を行う。また、災害対策本部が設置された場合、災害緊急放送ができる体制を整え、市は情報提供の窓口を設ける	2007/7/23	なし	
12	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	防災安全課	被災者の捜索活動、被災住民のこころのケア	要請に応じ、災害救助犬又はセラピードッグを出動させる	2008/10/20	なし	
13	災害時における緊急輸送の協力に関する協定	鳥取県トラック協会	防災安全課	資機材等の緊急輸送	トラック等による災害時の応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送	2008/10/20	この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。	
14	米子市とDARAZOコミュニティ放送との間における災害緊急放送に関する協定	株式会社DARAZOコミュニティ放送	防災安全課	災害情報等の伝達	本市の要請に応じて、災害緊急放送を通常の放送に優先して行う	2010/11/19	この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
15	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	株式会社ポブラ	防災安全課	物資供給	保有する物資又は調達することが可能な物資の供給、防災活動への協力	2011/6/3	この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を持続するものとする。	
16	災害時における応援業務等に関する協定	米子市建設業協議会	防災安全課	災害応急対策の実施	(1)住家等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の撤去作業 (2)災害によって住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業 (3)市の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置業務 (4)市が管理する施設の緊急を要する機能の確保等応急的な復旧作業 (5)緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送 (6)その他、市民生活及び安全確保等のため緊急を要する作業の実施及びこれに必要な技術者の派遣	2011/12/21	この協定の効力は、この協定の締結の日から生ずるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
17	津波発生時における一時避難場所としての加盟旅館の使用に関する協定	皆生温泉旅館組合	防災安全課	避難対策	津波の発生時における一時的な避難場所としての使用	2012/7/20	この協定の効力は、この協定の締結の日から生ずるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。	
18	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	西尾レントオール株式会社中国支店	防災安全課	レンタル資機材の提供	(1)西尾レントオール株式会社が所有する資機材のレンタルに関する事 (2)前号の資機材の運搬、設置及び撤去に関する事 (3)その他、必要と認める事項	2012/11/14	この協定の効力は、この協定の締結の日から生ずるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。	
19	緊急事態における隊友会の協力に関する協定	社団法人隊友会鳥取県隊友会	防災安全課	緊急事態における協力	(1)避難誘導を中心とした国民保護措置の実施に必要な援助 (2)災害対策基本法の規定に基づく防災活動の実施に必要な援助 (3)その他、必要と思われる業務の援助	2006/3/28	なし	
20	緊急事態における隊友会の協力に関する協定	鳥取県警友会連合会	防災安全課	緊急事態における協力	(1)避難誘導を中心とした国民保護措置の実施に必要な援助 (2)災害対策基本法の規定に基づく防災活動の実施に必要な援助 (3)その他、必要と思われる業務の援助	2006/3/28	なし	
21	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	山陰ELVリサイクル協議会	防災安全課	災害時における被災車両の撤去等	被災車両の撤去、移動、その他必要と認める業務のうち、対応可能なもの	2013/3/26	この協定は、2013年3月26日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。	
22	特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定	西日本電信電話株式会社	防災安全課	災害時の通信確保	(1)電気通信回線の確保に必要な限度でその使用を許可し、交通規制等について情報提供を行う (2)西日本電信電話株式会社が提供する特設公衆電話について協力して設置及び管理を行う (3)大規模災害発生時に、特設公衆電話が何らかの影響を受け、利用できない場合は、西日本電信電話株式会社は鳥取県及び市町村に対し協議の上、代替となる電気通信回線の提供による通信の確保に努める	2013/9/30	なし	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
23	災害等発生時相互協力に関する協定	西日本旅客鉄道株式会社米子支社	防災安全課	災害時の相互応援	(1)災害等発生時における物資・避難住民等の緊急輸送 (2)住民の避難所としての鉄道施設等の利用 (3)前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供 (4)災害対策等に係る資機材及び物資の提供 (5)災害情報及び災害等発生時の鉄道運行情報等の提供 (6)備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供 (7)その他相互協力する者が協議により定める事項	2013/12/3	なし	
24	災害発生時における一時避難施設としてのよなご大平園の使用に関する協定	社会福祉法人敬仁会	防災安全課	避難対策	大規模災害が発生した場合の一時避難施設として施設を使用する	2014/3/11	この協定は、その締結の日から2015年3月31日までの間、効力を有するものとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申出がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後も同様とする。	
25	緊急用LPガスの調達に関する協定	一般社団法人鳥取県LPガス協会西部支部	防災安全課	緊急用LPガスの調達	災害時における緊急用LPガスの調達	2014/5/30	この協定は、2014年5月30日から効力を有するものとする。	
26	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人こうほうえん	防災安全課	福祉避難所の設置	要配慮者の緊急的な受入れ	2014/6/25	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2015年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
27	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人真誠会	防災安全課	福祉避難所の設置	要配慮者の緊急的な受入れ	2014/6/25	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2015年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
28	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人いずみの苑	防災安全課	福祉避難所の設置	要配慮者の緊急的な受入れ	2014/6/25	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2015年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
29	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人博愛会	防災安全課	福祉避難所の設置	要配慮者の緊急的な受入れ	2014/6/25	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2015年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
30	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	防災安全課	福祉避難所の設置	要配慮者の緊急的な受入れ	2014/6/25	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2015年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
31	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人もみの木福祉会	防災安全課	福祉避難所の設置	要配慮者の緊急的な受入れ	2014/6/25	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2015年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
32	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人光生会	防災安全課	福祉避難所の設置	要配慮者の緊急的な受入れ	2014/6/25	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2015年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
33	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会医療法人同愛会	防災安全課	福祉避難所の設置	要配慮者の緊急的な受入れ	2020/7/2	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2015年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
34	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会医療法人仁厚会	防災安全課	福祉避難所の設置	要配慮者の緊急的な受入れ	2020/7/29	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2015年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
35	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人鳥取県測量設計業協会	防災安全課	応急対策業務	(1)公共土木施設、農地、農業用施設等の被災状況の調査 (2)被害を受けた公共土木施設等の応急対策並びにその復旧のための測量及び設計 (3)その他、甲が必要と認める業務	2014/8/12	この協定は、その締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対し書面をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。	
36	災害時における応急生活物資の供給の支援に関する協定	鳥取県生活協同組合	防災安全課	生活物資の調達	応急生活物資の供給	2014/12/24	この協定の効力は、この協定の締結の日から生ずるものとし、甲又は乙が、相手方に対し、書面をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。	
37	災害対応型自動販売機設置協定	コカ・コーラウエスト株式会社	防災安全課	災害時における自動販売機内の飲料水の提供支援	米子市消防団彦名分団車庫及び崎津分団車庫敷地内に設置してある自動販売機の飲料について、災害時に無償で提供する	2014/12/25	本協定の有効期間は、自動販売機の設置に係る使用許可の期間（当該期間が更新されたときは、当該更新後の期間）とする。	
38	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	防災安全課	物資の供給	(1)日用品 (2)作業用資機材 (3)その他甲が指定する物資の調達	2015/5/13	この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。	
39	災害時における支援に関する協定	鳥取県民間介護事業者協議会	防災安全課	要配慮者支援	(1)米子市地域防災計画において指定する指定避難施設に避難した要配慮者を米子市地域防災計画において指定する福祉避難所に受け入れることが困難な場合における当該要配慮者を受け入れるための施設の提供 (2)支援施設及び指定避難施設における人的援助 (3)福祉用具及び日用品の提供 (4)その他、災害時において甲が必要とする支援	2015/5/13	この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。	
40	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	防災安全課	地図製品等の供給	(1)地図製品等の供給 (2)防災業務を目的とした、防災部署内における広域図及びZNET TOWNの利用	2018/8/31	本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
41	災害時における避難所としての学校施設の使用に関する覚書	学校法人米子永島学園米子松蔭高等学校	防災安全課	避難対策、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	災害時における避難所としての施設の使用	2019/4/1	この覚書の有効期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
42	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	防災安全課	災害時における情報発信	(1)ヤフーが、米子市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、米子市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること (2)米子市が、米子市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること (3)米子市が、米子市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること (4)米子市が、災害発生時の米子市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること (5)米子市が、米子市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること (6)米子市が、米子市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること	2019/10/1	本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。	
43	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	一般社団法人鳥取県電業協会西部支部	防災安全課	応急対策業務	(1)公共施設の漏電及び漏電による火災の防止のための応急措置作業 (2)公共施設の機能の確保等の緊急を要する公共施設の応急復旧作業 (3)緊急を要する電気設備の調達 (4)住民の安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣 (5)その他、必要と認める業務	2020/1/8	この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を有するものとする。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
44	災害時等における避難所等としての施設の使用に関する協定	学校法人柳心学園	防災安全課	避難対策、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	災害時における避難所としての施設の使用	2020/2/19	この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を有するものとする。	
45	災害時における協力に関する協定	ファミリーイナダ株式会社	防災安全課	避難対策（シャトー・おだか内の施設を使用）	(1)屋内外における避難場所の提供 (2)浴場を開放しての入浴の提供 (3)前2号に掲げるもののほか、ファミリーイナダ株式会社において行うことができる協力	2020/8/11	なし	
46	災害時における協力に関する協定	皆生温泉旅館組合、米子市ホテル旅館組合	防災安全課	避難対策（加盟旅館、ホテルの施設を避難場所として利用）	加盟旅館、ホテルの業務に支障を来さない範囲で (1)屋内外における避難場所の提供 (2)入浴の提供 (3)その他、加盟旅館、ホテルにおいて行うことができる協力を 行う	2020/8/27	なし	
47	災害時における協力に関する協定	株式会社ナフコ	防災安全課	生活物資の調達、避難対策	(1)日用品、作業用資機材その他の物資の提供 (2)地域住民等の施設の一時的な使用に対する協力 (3)その他、株式会社ナフコにおいて行うことができる協力	2020/10/7	この協定の有効期間は、この協定の締結日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
48	災害発生時における米子市と日本郵便株式会社米子市内郵便局との協力に関する協定	日本郵便株式会社 米子市内郵便局	防災安全課	災害時相互応援	(1)緊急的な対応としての車両（甲の緊急車両及び乙の郵便配達用車両を除く。）、施設等の提供 (2)甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (5)乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供 (6)避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実施を行うために必要な事項 (7)株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い (8)前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力することができる事項	2020/10/9	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2021年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特段の申出がないときは、当該有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。	
49	災害時における物資集配拠点運営の協力に関する協定	服島運輸株式会社	防災安全課	物資集配拠点運営の支援	(1)甲が設置する物資集配拠点の運営に必要な乙の資機材及び人材の提供 (2)救援物資の一時保管のための乙の倉庫施設の提供 (3)その他、服島運輸株式会社において行うことができる協力	2021/2/5	この協定の有効期間は、この協定の締結日から2021年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
50	防災協力としての施設の使用の協力に関する協定	公益社団法人鳥取県西部医師会	防災安全課	防災協力としての公益社団法人鳥取県西部医師会が管理する施設の使用	対象施設を次に掲げる場合に限り使用することができるもの (1)備蓄及び支援に係る物資の保管場所として使用する (2)他機関等から派遣される応援職員の活動場所又は待機場所として使用する (3)市民及び職員の防災教育のために使用する (4)前各号に掲げるもののほか、災害時及び平時の防災への備えに必要な防災活動として使用する	2021/2/25	この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2021年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも何らの意思表示を行わないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
51	災害時等における協力に関する協定	株式会社山陰放送	防災安全課	災害時における米子市による円滑な救助の遂行に寄与し、及び平時における米子市による効果的な防災啓発の実施に資すること	(株)山陰放送が、米子市に対し以下の協力をを行う。 (1)災害時における屋内外の避難場所の提供 (2)前号に規定する避難場所における避難者への電源等の提供 (3)平時において米子市が市民等に対し防災啓発を実施する場合、米子市が(株)山陰放送の施設を避難所として利用する	2021/6/30	協定締結の日から2022年3月31日まで。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
52	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	株式会社鳥取西部ジェイエイサービス	防災安全課	災害時において、米子市が(株)鳥取西部ジェイエイサービスの施設を避難所として利用することについて、必要な事項を定める	災害時において、米子市が(株)鳥取西部ジェイエイサービスの施設を避難所として利用する	2022/6/20	協定締結の日から2023年3月31日まで。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
53	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ほっかほっか亭総本部	防災安全課	災害時において、(株)ほっかほっか亭総本部が、米子市に対し、必要な物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定める	災害時において必要があると認めるとき、米子市が(株)ほっかほっか亭総本部に対し、次の物資の供給を要請することができる。 (1)食料及び飲料水 (2)その他、米子市が指定する物資	2022/5/27	協定締結の日から2023年3月31日まで。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
54	災害ボランティアセンターの設置及び運営に対する協力に関する協定	社会福祉法人米子市社会福祉協議会	防災安全課	災害時において、相互に協力してセンターの設置及び運営を行い、災害ボランティアによる活動が円滑に実施されることにより、被災者の生活を復旧するための支	米子市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、米子市の要請に応じ、社会福祉法人米子市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、その運営に携わる	2022/2/14	協定締結の日から2022年3月31日まで。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
55	災害時における協力体制に関する協定	社会福祉法人米子市社会福祉協議会 一般社団法人米子青年会議所	防災安全課	災害時において、相互に連携して円滑な被災者の生活復旧支援に寄与すること	被災状況や、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）等の情報を共有するとともに、各組織の機能等を最大限活用し、相互に協力する。 一般社団法人米子青年会議所は、米子市の要請に応じ、センターを通じて、次の協力をを行う。 (1)被災地の状況及びニーズの把握 (2)救援物資等の調達、募集及び受付 (3)前号の救援物資等の仕分、輸送及び供給 (4)専門的な知識及び技能を活用した総合的な救援活動 (5)前各号に掲げるもののほか、二者が協議して定めるほか	2021/10/5	協定締結の日から2022年3月31日まで。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
56	米子市と損害保険ジャパン株式会社との災害対応力向上に関する協定	損害保険ジャパン株式会社山陰支店	防災安全課	平時から防災への取組について連携することで、災害時における米子市の対応力の向上を図り、災害等から米子市民の生命、身体及び財産を守ること	(1)災害時におけるドローンによる情報収集に関すること。 (2)米子市が行う防災研修、防災訓練その他の地域防災イベントに関すること。 (3)米子市及び損害保険ジャパン株式会社が行う市民及び企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。 (4)災害時に双方が持つ災地域の情報を共有し、早期の復旧及び被災者の支援に努めること。 (5)前各号に掲げるもののほか、防災及び減災並びに災害への対応における相互協力に関すること。	2022/6/7	協定締結の日から2023年3月31日まで。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
57	災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定	平井工業株式会社	防災安全課	平井工業(株)が、ドローンを活用して、災害時における被災現場等での米子市の活動の支援及び平時において米子市が実施する防災啓発事業等への協力を行う	平井工業(株)が米子市に対し、ドローンを使用する活動であって、次に掲げる事項について協力を行う。 (1)被害現場等の被災状況の把握 (2)被災者の捜索 (3)米子市が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加 (4)前3号に掲げるもののほか、米子市及び平井工業(株)が協議して決定した事項	2021/10/15	協定締結の日から2022年3月31日まで。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
58	災害時における協力に関する協定	株式会社米吾	防災安全課	災害時における米子市による円滑な救助の遂行に寄与すること	災害時において必要があると認めるとき、米子市が(株)米吾に対し、次の物資の供給を要請することができる。 (1)災害時における避難所としての(株)米吾の施設の提供 (2)災害時における物資の供給	2022/5/12	協定締結の日から2023年3月31日まで。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
59	災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人養和会	防災安全課	災害等の発生時に、社会福祉法人養和会が米子市の区域内に設置する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所施設、地域密着型サービス施設、障害者支援施設等において、緊急受入れを実施するために必要な事項を定める	米子市が、災害等の発生時において、米子市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要配慮者について二次的な避難が必要と判断したとき、緊急受入れを要請することができる。	2021/5/10	協定締結の日から2022年3月31日まで。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
60	米子市と日本郵便株式会社米子市内郵便局との包括的連携協力に関する協定	日本郵便株式会社 伯耆地区連絡会地区統括局長、日本郵便株式会社米子郵便局長	調査課	米子市と日本郵便株式会社米子市内郵便局のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民生活に関する幅広い分野において連携協力を行うことにより、市民生活の一層の向上・安定を図ること	(1)安心・安全な暮らしの実現に関すること (2)地域経済活性化に関すること (3)未来を担う子どもの育成に関すること (4)市政の情報発信に関すること (5)前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること	2018/8/31	協定締結日から1年間。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
61	米子市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定	大塚製薬株式会社 ニュートラシューティカルズ事業部広島支店長	調査課	米子市と大塚製薬株式会社が相互に連携協力し、双方が持つ資源を有効に活用して、健康増進の支援に関する事項等の取組を推進することにより、市民の生活の質の向上及びまちの安心・安全を図ること	(1)健康増進の支援に関する事項 (2)食育の推進に関する事項 (3)熱中症予防の普及及び啓発に関する事項 (4)スポーツ活動に関する事項 (5)災害対策に関する事項 (6)その他地域の活性化及び住民サービスの向上に関する事項	2020/2/18	協定締結日から1年間。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
62	公共施設の使用料等のバーコード等決済に関する協定	PayPay株式会社	調査課	米子市がPayPay株式会社のバーコード等決済の手続きを行う納入義務者に対し、使用料等のバーコード等決済を行い、PayPay株式会社が当該納入義務者の甲に対して負担する使用料等を納入義務者に代わって米子市に代理納付すること	米子市が窓口で徴収する歳入に係るPayPay株式会社が提供する代金決済サービスの利用	2020/10/21	令和2年11月1日から令和3年9月30日まで。期間満了3ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
63	医療、健診、介護等に係るデータの活用に関する覚書	株式会社ケイズ	調査課	ケイズが、米子市から提供を受けた医療、健診、介護等に係るデータの分析等を行うことにより、住民の健康増進に資する知見を得ること、及びシステムの研究開発を行うこと	米子市が利用権限を有するデータ（個人情報を含まない）をケイズへ提供し、ケイズが提供データを基に医療、健診、介護等に係るデータの分析等を行い、得られた知見を無償で米子市へ報告すること、システムの研究開発を行うこと	2021/3/19 原覚書交換日 2022/3/10 有効期間延長合意 2022/5/24 別紙変更	覚書交換日から1年間。ただし、覚書の有効期間満了の1か月前までに覚書延長希望の申出があり、当事者間に合意があったときに限り、本覚書と同一の条件でさらに1年間継続するものとし、	
64	米子市と一般社団法人日本ほめる達人協会との連携協定	一般社団法人日本ほめる達人協会	職員課	米子市と一般社団法人日本ほめる達人協会が相互に連携し、人材育成と地域の発展に寄与すること	(1)人材育成のための連携 (2)地域づくり・まちづくりのための連携 (3)その他両者が必要と認める連携	2019/11/25	締結の日から3年間。ただし、この協定による有効期間満了の日の1月前までに両者から何らかの申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様。	
65	米子市と関西学院大学人間福祉学部との交流に関する連携協定	関西学院大学人間福祉学部	職員課	米子市と関西学院大学人間福祉学部が相互に連携し、地域の発展と人材育成に寄与すること	(1)市及び関係団体へのインターンシップ受入れ (2)市職員の大学への短期派遣 (3)市の課題解決に向けた助言・共同研究 (4)学生の卒業研究への協力 (5)その他前条の目的を達成するために必要な分野に関すること	2015/10/1	協定締結日から2年間。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を2年間更新し、その後も同様。	
66	インターンシップ参加学生の取扱いに関する協定	鳥取大学他	職員課	インターンシップに参加する学生の取扱いを定める	(1)インターンシップの内容 (2)事故責任 (3)服務 (4)損害賠償 (5)その他疑義が生じた事項について協議して定めることとする	2001/10/30	なし	その他の大学：明治大学、専修大学、鳥取大学、鳥取環境大学、米子高等専門学校、島根大学、尾道市立大学、安田女子大学、山陽女子短期大学、香川大学、高知県立大学、名桜大学、神奈川大学、広島工業大学

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
67	行政実務研修派遣 職員の身分の取扱い 等に関する協定	一般財団法人地域 活性化センター	職員課	行政の実務を研修させるために 派遣する職員の身分の取扱い等 について定める	(1)派遣期間 (2)職員の派遣 (3)派遣職員の身分 (4)、(6)~(8)、(10)勤務条件等 (5)研修負担金 (9)報告	2022/3/3	2024年3月31日まで。双方協 議の上、派遣期間の変更ができ る。	
68	協定書	公益財団法人鳥取 県産業振興機構	職員課	公益財団法人鳥取県産業振興 機構に派遣する職員の取扱いに ついて定める	(1)職員及び期間 (2)派遣職員の身分 (3)~(6)勤務条件等 (7)分限及び懲戒 (8)報告	2022/3/18	2024年3月31日まで。	
69	米子市地域おこし企 業人交流プログラムに おける社員出向に関 する協定	ANAあきんど株式会 社	職員課	相互に連携し、経済や地域社会 の課題に対応した協働事業に一 体的に取り組むことにより、米子 市の持つ独自の魅力や価値の向 上及び地域経済の振興を図るこ と	(1)目的 (2)社員の出向 (3)身分及び所属 (4)職務 (5)~(10)勤務条件、サービス等 (11)損害賠償	2022/4/1	なし	
70	地域活性化起業人 制度における社員出 向に関する協定	西日本旅客鉄道株 式会社米子支社	職員課	相互に連携し、経済や地域社会 の課題に対応した協働事業に一 体的に取り組むことにより、米子 市の持つ独自の魅力や価値の向 上及び地域経済の振興を図るこ と	(1)目的 (2)社員の出向 (3)身分及び所属 (4)職務 (5)~(10)勤務条件、サービス等 (11)損害賠償	2021/7/10	なし	
71	米子市とあいおいニッ セイ同和損害保険株 式会社との地方創生 に関する連携協定	あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社 鳥取支店長	総合政策課	相互に綿密に連携することによ り、それぞれの資源を有効に活用 した協働による活動を推進し、地 方創生の実現に資すること	(1)地域・暮らしの安心・安全に関すること (2)産業振興・中小企業支援に関すること (3)観光・スポーツ振興に関すること (4)その他、地方創生に資する取組に関すること	2018/8/21		

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
72	地域創生人材の育成・定着推進に関する協定	国立大学法人鳥取大学学長等	総合政策課	協働機関・団体が連携・協力して、地域創生人材の育成と鳥取県内への定着を推進し、もって鳥取県の創生を図ること	(1)地域創生人材の育成を推進する事業 (2)地域創生人材の鳥取県内への定着を進めるための次のような取組を推進する事業 ①産学連携によるインターンシップ等、鳥取県内に事務所・事業所を有する企業その他の事業体(以下「県内企業等」という。)と県内大学等の学生(以下「県内学生」という。)とのマッチングを推進する取組 ②県内企業等と県内大学等の連携による県内学生の地域活動推進の取組 ③高大連携による県内大学等への県内出身者の入学促進の取組 ④その他地域創生人材の鳥取県内への定着を進めるために必要な取組	2020/6/2	協定締結日から2024年度末まで。有効期間満了の3ヶ月前までに協定を更新しない旨の通知があった場合を除いて1年間延長し、その後も同様。	
73	米子市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定	明治安田生命保険相互会社鳥取支社長	総合政策課	緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ること	(1)健康増進に関すること (2)高齢者への支援に関すること (3)市の情報発信に関すること (4)産業振興に関すること (5)子どもの健全育成に関すること (6)その他、地域活性化に関すること	2020/11/25	協定締結日から1年間。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
74	鳥取大学医学部附属病院と米子市との連携に関する協定	鳥取大学医学部附属病院長	総合政策課	地域に根差した医療の発展及び持続発展する福祉のまちづくりの実現に向けて、連携・協力を図ること	(1)医療・福祉の発展向上に向けた共同研究、共同事業等の取組に関すること (2)地域社会の活性化、産業振興等に関すること (3)人材育成及び人材交流に関すること (4)その他前条の目的を達成するために必要な事項	2021/3/1	協定締結日から1年間。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
75	米子市と山陰信販グループとの包括連携協定	山陰信販株式会社株式会社テレプラザ株式会社わこう介護サービス	総合政策課	相互に、緊密な連携を図ることにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、もって地方創生の実現に資すること	(1)地域における暮らしの安心及び安全に関すること (2)観光振興に関すること (3)高齢者及び障がい者の支援に関すること (4)その他地方創生の実現に資する取組に関すること	2022/6/14	2022年6月14日から1年間(以後、1年ごとに更新)	
76	米子市と損害保険ジャパン株式会社との包括連携協定	損害保険ジャパン株式会社山陰支店	総合政策課	相互に緊密に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資すること	(1)高齢者・認知症の支援に関すること (2)子育て及び青少年育成に関すること (3)健康増進に関すること (4)地域産業の振興及び中小企業支援に関すること (5)その他、市民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること	2022/6/7	2022年6月7日から1年間(以後、1年ごとに更新)	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
77	米子市と米子工業高等専門学校との包括連携協力協定	独立行政法人国立高等専門学校機構 米子工業高等専門学校	総合政策課	包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与すること	(1)産業振興に関すること (2)教育及び文化の振興・発展に関すること (3)まちづくりに関すること (4)人材育成に関すること (5)その他前条の目的を達成するため必要な分野に関すること	2006/8/9	本協定の有効期間は、締結日から2年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の1月前までに、両者から何らかの申し出がないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様。	
78	米子市まちづくりの推進に関する基本協定	独立行政法人都市再生機構	都市創造課	まちづくりに係る情報を共有し、包括的に連携・協力することで、米子市のまちづくりを協働で推進すること	(1)中心市街地のまちづくりに関すること (2)J R米子駅周辺のまちづくりに係る事業に関すること (3)立地適正化計画の策定に関すること (4)公共公益施設の再編等に関すること (5)ウォークアブル推進都市の取組に関すること (6)まちづくりの推進に係る必要な情報交換及び調査研究に関すること (7)前各項のほか、甲、乙協議により必要と認められること	2019/12/25	2021年8月18日に協定書再締結。有効期間は、2023年3月31日まで。有効期間の満了日までに改めて更新に関する協議を行う。	
79	ICTを活用した地域情報発信に関する連携協定	株式会社ロコガイド	情報政策課	各当事者が保有する情報資産及び知見を活用し、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策を講じるとともに、ICTを活用した情報発信のデジタル化の推進により、米子市民に向けたサービスのさらなる利便性向上を目指すこと	(1)ロコガイドが保有する地域情報の提供プラットフォームを活用した米子市が保有する行政及び地域情報の提供 (2)新しい生活様式に対応したサービス提供に関する連携 (3)ICTを活用した米子市民の利便性、サービス向上に関する情報発信のデジタル化推進及び連携	2021/2/12	各当事者が相手方に対して協定の終了を書面により通知するまで。	
80	連携協力に関する協定	米子信用金庫	まちづくり企画課	まちづくりにおける情報の共有化やまちづくり事業への協力を通じて相互に連携を強化し、地域経済の活性化及び地域企業の育成に貢献すること	(1)まちづくりに関すること (2)産業振興に関すること (3)教育及び文化の振興・発展に関すること (4)人材育成に関すること (5)その他前条の目的を達成するため必要な分野に関すること	2007/4/25	期限の定めなし。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
81	自治会への加入の促進に関する協定	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	地域振興課	米子市自治連合会と公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部と米子市が相互に連携し、及び協力して、住民の自治会への加入を促進し、自治会の組織及び活動の充実を図ることにより、明るく住み良い安全で安心なまちづくりを目指し、もって地域社会の活性化に資すること	・協力事業者が住宅の販売又は賃貸住宅の管理、仲介等を行う場合においては、協力事業者はその相手方の属する世帯に対し、自治会への加入の働き掛けを行わせるものとする。この場合、米子市、米子市自治連合会が作成した自治会への加入に関する啓発用品を活用する ・相互に連携をして、自治会への加入の促進に関して必要と認められる事業を行う	2016/7/15	2017年3月31日まで。有効期限の1か月前までに意思表示を行わないときは1年単位で更新。	
82	固定資産（土地）の評価替えに係る標準宅地の土地評価の均衡化及び適正化の推進に関する協定	公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会	固定資産税課	不動産鑑定評価等の事業の適正な管理及び運営を図り、土地評価の均衡化及び適正な固定資産（土地）の評価に資すること。	基準年度の固定遺産（土地）の評価替えにおいて活用する米子市の区域内の標準宅地の不動産鑑定評価、時点修正及び標準化補正の事業	2019/10/4	2022年3月31日まで（1年単位の自動更新）	
83	開発協定	環境プラント工業株式会社	環境政策課	鳥取県西伯郡淀江町大字小波地内において、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設を行い、鳥取県西部広域行政圏の衛生事業に寄与すること	開発事業が円滑に行われるよう開発事業の実施に関する許認可事項等の指導、その他の協力	1992/5/21	工事完了日（関係行政機関の閉鎖確認がなされる日）まで。	
84	特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に関する協定	鳥取県電器商業組合米子支部	グリーン推進課	小売業者に引取義務のない家電4品目について鳥取県電器商業組合米子支部に収集運搬を依頼し、排出先を確保すること	小売業者に引取義務のある物以外の家電4品目で、米子市内の家庭から排出されるものについて、排出者から引取を求められたときは鳥取県電器商業組合米子支部が引き取る	2001/3/6	期限の定めなし。	
85	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	一般社団法人鳥取県産業資源循環協会	グリーン推進課	大規模災害発生時に瞬時に大量に発生する災害廃棄物の処理を迅速に行うこと	被災した建物等の解体に伴って発生する廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物（し尿を除く）の撤去、収集運搬及び処分	2015/4/27	期限の定めなし。	
86	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	鳥取県清掃事業協同組合	グリーン推進課	大規模災害発生時に瞬時に大量に発生する災害廃棄物の処理を迅速に行うこと	災害により、一時的に、かつ、大量に発生する一般廃棄物（し尿を除く）及び避難所等から排出される一般廃棄物の撤去、収集運搬、処分	2015/4/27	文書で協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。	
87	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	鳥取県西部事業系一般廃棄物協同組合	グリーン推進課	大規模災害発生時に瞬時に大量に発生する災害廃棄物の処理を迅速に行うこと	災害により、一時的に、かつ、大量に発生する一般廃棄物（し尿を除く）及び避難所等から排出される一般廃棄物の撤去、収集運搬、処分	2015/4/27	文書で協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。	
88	大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	鳥取県環境整備事業協同組合	グリーン推進課	大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬を行うこと	災害により、一時的に、かつ、大量に発生するし尿及び浄化槽汚泥並びに避難所等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	2016/5/16	文書で協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
89	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	鳥取県リサイクル協同組合	グリーン推進課	大規模災害発生時に瞬時に大量に発生する災害廃棄物の処理を迅速に行うこと	・災害により一時的に大量に発生する廃棄物及び被災した建物等の解体に伴って発生する廃棄物の撤去、収集運搬及び処分 ・災害に伴い処理が必要となるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	2019/4/17	期限の定めなし。	
90	緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定	三光株式会社	グリーン推進課	緊急事態発生時に三光株式会社に一般廃棄物の処理等について協力要請し、一般廃棄物の処理を継続させ市民生活に混乱をきたさない対応をすること	米子市クリーンセンターで廃棄物の処理を中止せざるを得ない事態が発生した場合、米子市の協力要請に応じて、三光株式会社が廃棄物を処理	2020/7/2	文書で協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。	
91	大規模災害時における被災建物の撤去等の協力に関する協定	鳥取県西部解体業協議会	グリーン推進課	大規模災害発生時における被災した建物等の解体、それに伴う災害廃棄物の撤去等を迅速に行うこと	・被災建物の解体 ・被災した建物等の解体に伴って発生する廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物（し尿を除く）の撤去、収集運搬及び処分	2020/7/22	期限の定めなし。	
92	中山間集落見守り活動に関する協定	事業者（「【別紙】長寿社会課」シート参照）、鳥取県	長寿社会課	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、積極的に協力し、地域の見守り活動を行うことにより、地域福祉の向上に寄与すること	事業者： (1)社員等に対する協定の趣旨の周知。日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備 (2)日常の業務の範囲において、対象地域の住民に関して何らかの異変等を察知した場合の、速やかな米子市への連絡、又は通報 米子市： (1)職員に対する協定の趣旨の周知。円滑な連絡通報体制の整備 (2)連絡を受けた場合の速やかな関係機関との連携、必要な対応の実施 (3)事業者の要請に応じた、必要な情報の提供 (4)協定の趣旨の広報など、事業者の活動が円滑に進むための必要な支援の実施 鳥取県： (1)職員に対する協定の趣旨の周知。米子市が行う対応に関する支援 (2)協定の内容等の情報発信。活動が円滑に進むよう必要な支援の実施	「【別紙】長寿社会課」シート参照	協定締結日から1年間。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	その他27業者と同様の協定を締結（「【別紙】長寿社会課」シート参照）。

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
93	米子市福祉保健総合センターの管理に関する基本協定	旭ビル管理株式会社	福祉政策課	指定管理対象施設（米子市福祉保健総合センター）を管理すること	(1)指定管理対象施設の施設、設備及び器具の維持管理に関すること (2)指定管理対象施設の施設等の利用に関すること (3)指定管理対象施設の利用の促進に関すること (4)米子市老人福祉センターの設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること (5)その他の管理業務	2021/1/25	2026年3月31日まで。	
94	米子市エンディングノートに係る官民協働発行に関する協定	株式会社鎌倉新書	健康対策課	病気や認知症、事故、加齢などで自らの意思を伝えることができなくなる場合など、もしもの時に療養方針や死後の方針等であわてることがないように、普段から家族やかかりつけ医に自分の要望について伝えておくことの大切さを啓発するために官民協働によりエンディングノートを発行すること	(1)米子市エンディングノートの制作に関すること (2)米子市エンディングノートの発行に関すること	2022/4/26	協定締結日から2023年8月31日まで。期間終了日の3か月前までに書面により終了の意思表示がない場合は、同一内容で5年間更新され、それ以降も同様。	
95	「子ども第三の居場所」事業にかかる協定	一般社団法人 つなぐプロジェクト、公益財団法人 日本財団	こども政策課	一般社団法人 つなぐプロジェクトが実施する、子どもの第三の居場所となる場所を提供する事業の実施について、三者が継続性を要する公共的な事業であることを確認し、日本財団が3年間助成金を交付するとともに、米子市が本事業実施に協力するもの	(1)生活困窮世帯に対する本事業の周知 (2)本事業の対象となる児童の紹介 (3)本事業に関する連携・調整 (4)その他、子どもの居場所事業に関すること	2022/4/19	期間の定めなし。 ※助成金の交付期間が終了した後、米子市が本事業への協力等の継続が困難になり、協力等の終了を申し出て、三者による協議において本協定の解除について合意に至ったときまで。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
96	米子市・鳥取県生活協同組合・山陰放送との山陰放送主催事業に関する連携協定	鳥取県生活協同組合、山陰放送	こども相談課	子育てしやすい地域づくり・地域で子育てを支え合える環境づくりを目的とする、山陰放送主催事業「Hello! Dear Baby～はじめてばこ～」を連携してすすめていくこと	米子市： (1)米子市内でのポスター・チラシ配布などによる「はじめてばこ」の広報協力 (2)「はじめてばこ」の申込窓口業務 鳥取県生活協同組合： (1)米子市内の「はじめてばこ」申込者への商品梱包・配送業務 (2)米子市に提出された「はじめてばこ」申込書の山陰放送への配送業務 (3)申込者への商品配送業務時の米子市及び鳥取県生活協同組合の広報物の配布 山陰放送： (1)「はじめてばこ」の企画・主催 (2)「はじめてばこ」の広報業務 (3)「はじめてばこ」の申込窓口業務 (4)「はじめてばこ」の配送商品作成 (5)「はじめてばこ」協賛企業募集 (6)山陰放送が取得する「はじめてばこ」申込者個人情報の鳥取県生活協同組合への提供 (7)山陰放送が取得する「はじめてばこ」申込者個人情報の協賛企業への提供（米子市が受けた申込は除く）	2019/3/20	2022年3月31日まで。とする。期間満了日の30日前までに申し出がない場合は1年間更新。	
97	「よなご子育てサポートブックの協働発行に関する協定	株式会社サイネックス	こども相談課	協働で「子育てサポートブック」を制作することにより、本市が実施している出産・子育てに関するサービスを子育て世代に広く周知し、住民サービスの向上を図るとともに、社会貢献につなげる	米子市： ブック制作に必要な情報を株式会社サイネックスに提供 株式会社サイネックス： ブックに広告を掲載する者（広告主）を募り、ブックを制作	2019/10/15	2022年3月31日まで。本市から解除の申出を行わなければ協定は継続。	
98	協定書	皆生温泉観光株式会社、山陰酸素工業株式会社、三光株式会社、株式会社中海テレビ放送、米子瓦斯株式会社	経済戦略課	ローカルエナジー株式会社の事業を円滑に進める	(1)顧客確保 (2)地域熱供給事業の事業化検討 (3)電源熱源開発事業の事業化検討 (4)省エネルギー改修事業の事業化検討 (5)所有する電源からの電力供給 (6)通信インフラ (7)市有施設における電力利用 (8)市有施設における事業検討	2016/2/26	2017年3月31日まで。ただし、有効期間満了の1か月前までに何らの意思表示を行わないときは1年毎に更新。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
99	米子市崎津地区での大規模太陽光発電所の設置及び運営に関する検討の協定	SBIナジー株式会社、三井物産株式会社、鳥取県他	経済戦略課	賃貸借契約が支障なく円滑に締結されるよう、誠意をもって協力すること	(1)公害の発生防止及び周辺環境の保全に努めること (2)発電所等の建築に際し、一括請負業者の選定基準を満たすことを前提に、鳥取県内の企業又は在住者の活用に努めること (3)再生エネルギー導入啓発に努めること (4)工事が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力すること (5)事業を実施する上で知り得た情報を第三者に開示し、漏えいしないこと	2012/8/29		
100	包括的業務協力協定	株式会社山陰合同銀行	経済戦略課	緊密な相互連携と協働による活動を推進し、米子市内で事業展開する企業等の円滑な経済活動の促進や米子市街で事業展開する企業の米子市への企業誘致の推進に資すること	(1)企業立地全般 (2)企業情報全般 (3)業界情報全般 (4)販路開拓及びビジネスマッチング全般 (5)その他、地域振興に資する情報全般	2014/2/27	協定締結日から1年間。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
101	米子市と鳥取銀行との連携・協力に関する協定	株式会社鳥取銀行	経済戦略課	緊密な相互連携と協働による活動を推進し、景気対策、中小企業等支援、企業誘致等の分野において地域経済の活性化を行っていくこと	(1)企業の新商品開発及び販路開拓に関する事業 (2)企業の新規創業・起業及び新分野進出・新事業展開に関する事業 (3)企業の経営課題解決に関する事業 (4)企業立地及び企業誘致に関する事業 (5)産業人材の育成・確保に関する事業 (6)その他	2016/2/2	協定締結日から1年間。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
102	環境保全協定	永伸商事株式会社	経済戦略課	永伸商事株式会社の事業活動に伴って発生するおそれのある公害を防止し、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること	永伸商事株式会社は下記対策を講ずること (1)水質汚濁防止対策 (2)騒音及び振動防止対策 (3)大気汚染防止対策 (4)廃棄物対策 (5)地下水の保全 なお、排水・排気の検査結果を伯仙地域振興協議会環境委員会へ報告すること	2014/4/30		
103	環境保全協定	シャープ米子株式会社	経済戦略課	シャープ米子株式会社の事業活動に伴って発生するおそれのある公害を防止し、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること	シャープ米子株式会社下記対策を講ずること (1)排水対策 (2)騒音防止対策 (3)施設の整備 なお、(1)に限っては、年4回検査し、米子市へ報告すること	2005/6/1	2016年9月28日に一部変更の協定書を締結（排水対策の水質検査内容に検査項目を追加）。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
104	環境保全協定	ニッポン高度紙工業株式会社	経済戦略課	ニッポン高度紙工業株式会社の米子工場での事業活動に伴って発生するおそれのある公害の発生を防止することにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ること	ニッポン高度紙工業株式会社は下記対策を講ずること (1)排水対策 (2)排気対策 (3)騒音対策 (4)施設の整備 なお、(1)については、毎月1回検査を、(2)については、年に2回検査を行い、米子市へ報告すること	2011/7/8		
105	環境保全協定	王子製紙株式会社 米子工場	経済戦略課	王子製紙株式会社米子工場の事業活動に伴って発生するおそれのある公害の発生を防止することにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ること	(1)公害防止に関する相互協力 (2)公害防止対策の実施 (3)大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等の測定を行い、その結果を米子市に報告すること	1998/10/27		
106	協定書	マックスサポート株式会社	経済戦略課	企業進出において、進出企業と県・市とが相互に連携・協力すること	(1)県、市は進出企業の事業が円滑に行われるよう協力すること (2)進出企業は、法令等を遵守し、公害の発生防止及び周辺環境の保全に努めること (3)進出企業は、従業員の採用において、米子市在住者を積極的に採用すること (4)県、市は進出企業の人材確保において協力すること	2004/7/20		その他11業者と同様の協定を締結（「【別紙】経済戦略課（1）」シート参照）。
107	米子流通業務団地環境形成協定	株式会社大友自動車	経済戦略課	米子流通業務団地の健全な発展並びに米子流通業務団地及びその周辺地域の良好な環境の創造に寄与すること	(1)土地の管理に関すること (2)施設の建設に当たっての順守事項に関すること (3)屋外広告物に関すること (4)緑地の確保等に関すること (5)公害防止の措置に関すること	1999/9/22		その他36業者と同様の協定を締結（「【別紙】経済戦略課（2）」シート参照）。
108	米子市観光センターの管理に関する基本協定	皆生温泉旅館組合	観光課	米子市観光センターを管理すること	(1)施設、設備及び器具の維持管理 (2)施設利用 (3)利用促進 (4)自主事業の企画及び運営	2016/1/20	2021年3月31日まで。	
109	米子国際会議場の管理に関する基本協定	公益財団法人とっとりコンベンションビューロー	観光課	米子国際会議場を管理すること	(1)施設、設備及び器具の維持管理 (2)施設等の利用 (3)利用の促進 (4)設置目的に適合する自主事業の企画及び実施	2019/1/21	2024年3月31日まで。	
110	一般社団法人鳥取県西部活性化協会と米子市の包括連携に関する協定	一般社団法人鳥取県西部活性化協会	観光課	相互に連携・協力することにより、米子市及びその周辺圏域の観光及び交流に関する課題に積極的かつ効果的に対応し、更なる観光誘客を図ること	(1)インバウンド対策に関すること (2)観光情報の発信に関すること (3)その他地域振興の促進に関すること	2019/9/26	協定締結日から1年間。期間満了日の1か月前までに更新しない旨の意思表示がなされないときは有効期間を1年間更新し、その後も同様。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
111	温泉供給管撤去・布設工事の施行及び費用負担に係る協定	皆生温泉観光株式会社	観光課	老人憩の家跡地への温泉供給管撤去・布設工事に係る費用負担等、米子市と皆生温泉観光株式会社との責任分界点の整理を行うこと	老人憩の家跡地引き込み温泉供給管の撤去及び敷設	2020/12/16	2021年3月31日まで。	
112	放送番組「新・BS日本のうた」の公開実施に関する協定	日本放送協会鳥取放送局	文化振興課	日本放送協会鳥取放送局の事業目的と、本市の目指す地域文化の振興と地域住民の向上を相互尊重の上、共同主催として番組実施を図ること	(1)番組実施のための業務分担に関すること (2)番組実施のための業務に係る経費負担に関すること (3)実施番組の編集権、著作権に関すること (4)天災、感染症等の合理的な支配のおよばない事由による番組中止に関すること (5)協定の解除、損害賠償及び個人情報の取り扱いに関すること (6)その他、番組の実施業務に必要なこと	2020/4/1	実施番組に係る全ての業務が完了するまで。守秘義務等に関することは完了後も有効に存続。	事業中止。実施会場である公会堂リニューアル後は、毎年同じ形の協定書締結により事業実施。
113	米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの管理に関する基本協定	一般財団法人米子市文化財団	文化振興課	指定管理者が行うホール系三施設の管理運営に関して必要な事項を定め、円滑な管理運営を図ること	(1)ホール系三施設の施設、設備及び器具の維持管理に関すること (2)ホール系三施設の施設等の利用に関すること (3)ホール系三施設の利用の促進に関すること (4)ホール系三施設の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること (5)その他、ホール系三施設管理運営業務に必要なこと	2021/1/15	2021年4月1日から2026年3月31日まで。管理業務を処理するために指定期間前に行うことが必要な事項に係る規定については協定締結日から有効。	
114	市民生活の安心安全に関する協定	郵便事業株式会社米子支店	建設企画課	郵便事業株式会社米子支店と米子市が積極的に協力し、市民生活の安心安全に資する活動を行うことにより、市民生活の一層の向上を図ること	(1)～(3)について、郵便事業株式会社は米子市に通報し、市は必要な対応を行う。 (1)道路の損傷等 (2)危険家屋 (3)不法投棄等	2012/9/5	協定締結日から2013年3月31日まで。期間満了の日の1ヶ月前までに双方のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して有効期間を1年間延長し、以後同様。	
115	米子市弓ヶ浜公園旧わくわくランドの有効活用のための公民連携事業の実施に関する協定	株式会社スマイルキューブ	都市整備課	平成18年に閉園した弓ヶ浜公園わくわくランド跡地を公民連携事業により有効活用するため	公園施設（バーベキュー場）の設置	2021/10/1	2022年3月31日まで。期間満了の日1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
116	ボランティア・ロードチームYFBA	ボランティア・ロードチームYFBA代表	道路整備課	米子市および道路管理者と協力して道路の美化清掃活動を行い、地域にふさわしい道づくりを進めること	(1)実施団体は、歩道及び植樹帯の美化清掃作業を行う (2)倉吉河川国道事務所は、実施団体、米子市との連絡調整を行う (3)倉吉河川国道事務所は、実施団体に対し清掃用具等を支給又は貸与する。また、実施団体の活動中の事故等に備えた保険への加入費用を負担し、活動の対価としての金品等の拠出は、理由や名目を問わず行わないものとする	2019/7/10	2020年3月31日まで。期間満了日1ヶ月前までに意思表示がないときは、実施期間をさらに1年更新し、その後も同様。	その他、13業者と同様の協定を締結（「【別紙】道路整備課」シート参照）。
117	空き家等の適切な除却を促進するための連携に関する協定	株式会社クラッソーネ	住宅政策課	米子市及び(株)クラッソーネが、空き家等の適切な除却を促進するため、国土交通省の令和3年度住宅市場を活用した空き家対策モデル事業として採択された「A Iによる解体費用シミュレーター活用推進事業」を実施し、もって米子市における住民福祉の増進及び地域の振興に寄与すること	(1)クラッソーネは、空き家等の適切な除却を促進するため、クラッソーネのサービス、知識及びノウハウを米子市に提供すること。 (2)クラッソーネは運用する解体費用シミュレーター等により、市民及び空き家等の所有者等の相談に対応すること。 (3)クラッソーネは、空き家等の所有者等が、解体費用シミュレーターを利用し、当該空き家等の解体についての意思決定を円滑に行うことができるよう、空き家等の処分の進め方を説明するフライヤーを制作し、米子市に無償で寄贈すること。 (4)クラッソーネは、本協定の有効期間の各年度末に、米子市における空き家等の発生の抑制に関しての解体費用シミュレーターの効果を米子市に報告すること。 (5)米子市は、寄贈を受けたフライヤーを、空き家等の所	2022/1/24	2022年3月31日まで。ただし、当該期間満了の1カ月前までに、相手方に対する書面による別段の意思表示のないときは、本協定は、1年を単位として同一の条件で更新されるものとし、以後この例による。	
118	空家等の対策の推進に関する協定	公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会	住宅政策課	米子市と不動産鑑定士協会が連携して空家等に関する対策を推進することにより、空家等の適切な管理を図り、もって良好な生活環境の保全及び地域の振興に資すること	(1)米子市は、空家等の対策に係る市の事業及び制度についての情報を不動産鑑定士協会に提供し、不動産鑑定士協会はその情報を所属する会員に周知するものとする。 (2)米子市は空家等の所有者等から当該空家等に係る資産価値に関する相談を受けた場合には、不動産鑑定士協会に相談できるものとし、不動産鑑定士協会は米子市に対し空家等に係る資産価値に関し、助言等を行うものとする。 (3)米子市は、空家等の所有者等が、当該空家等に係る資産価値に関し不動産鑑定士協会への相談を希望した場合には、当該所有者等を紹介することができる。 (4)不動産鑑定士協会は、空家等の資産価値に関する相談に対処できる対策を整えるものとする。 (5)米子市は、空家等の所有者に空家等についての相談	2019/10/1	この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、書面による解除の申出がない限り、その効力は持続するものとする。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
119	空家等対策の推進に関する協定	鳥取県司法書士会	住宅政策課	米子市と司法書士会が連携して空家等に関する対策を推進することにより、空家等の適切な管理を図り、もって良好な生活環境の保全及び安全かつ安心なまちづくりに寄与すること	(1)米子市は空家等の所有者等から当該空家等に係る相続、売買その他法律上の事項に関する相談を受けた場合において、所有者等に対し、司法書士の業務を紹介する。 (2)米子市は空家等の所有者等の意向に応じ、司法書士会に対し相談に応じる所属会員のあっせんを依頼することとし、司法書士会は所属会員のあっせんを行うこと。 (3)米子市は空家等の所有者等に対する当該空家等についての相談の機会を設けることとし、司法書士会はその相談の機会において所属会員を派遣すること。 (4)司法書士会は、空家等の所有者等に対する当該空	2017/2/6	2017年3月31日まで。期間満了の1カ月前までに意思表示を行わないときは、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
120	空家等の流通の促進に関する協定	公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部	住宅政策課	米子市と全日本不動産協会が連携して、空家等の市場への流通を促進することにより、空家等の適切な管理及び活用を図り、もって良好な生活環境の保全及び地域の振興に資すること	(1)空家等の流通の促進に関する事業…空家の所有者等からの依頼に応じて、米子市より不動産協会に当該空家の情報を提供。提供のあった情報について不動産協会の所属会員に対し周知するとともに、当該空家等の取引に関する協力を求める。 (2)空家等の所有者等に対する相談に関する事業…米子市は空家等の所有者等が当該空家等について相談することができる機会を設けるものとし、不動産協会はその相談の機会に所属会員を派遣させるものとする。 (3)空家等を適切に管理するための啓発に関する事業…米子市が空家等の適切な管理に関する啓発を行うポスター及びチラシを作成した場合、不動産協会はその所属会員に対しポスターの刑事、及びチラシの配布をさせるも	2017/1/30	2017年3月31日まで。ただし、有効期間満了の1カ月前までに意思表示を行わないときは、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
121	米子市空き家バンク登録制度の運営に関する協定	公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部	住宅政策課	市内の空き家等及び空き地の流通を促進することによりその活用を図り、もって良好な生活環境の保全及び地域の活性化を図るために米子市空き家・空き地バンク登録制度の運営に関して相互に連携し、協力するもの	【市の業務】 ・空き家等及び空き地の流通の促進を図るため、空き家・空き地バンク登録制度において、空き家等及び空き地に関する情報の収集、発信等の業務を行う。 ・協会に対し、空き家・空き地バンクへの登録の申込みのあった空き家等及び空き地の媒介について、協力を依頼する。 【協会の業務】 ・市から空き家等及び空き地の媒介について協力を依頼されたときは、協会所属会員に周知し、当該空き家等及び空き地の媒介に関し、所属会員の理解及び協力を得ることができるよう努める。 ・市に対し、空き家等及び空き地の売買、賃貸借その他市場への流通の促進に関し、助言等を行う。	2020/1/20 原協定締結 2021/12/27 一部変更締結 (空き地追加)	2020年3月31日まで。ただし、有効期間満了の1カ月前までに意思表示を行わないときは、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
122	空家等の流通の促進に関する協定	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	住宅政策課	米子市と宅建協会が連携して、空家等の市場への流通を促進することにより、空家等の適切な管理及び活用を図り、もって良好な生活環境の保全及び地域の振興に資すること	(1)空家等の流通の促進に関する事業…空家の所有者等からの依頼に応じて、米子市より宅建協会に当該空家の情報を提供。提供のあった情報について宅建協会の所属会員に対し周知するとともに、当該空家等の取引に関する協力を求める。 (2)空家等の所有者等に対する相談に関する事業…米子市は空家等の所有者等が当該空家等について相談することができる機会を設けるものとし、宅建協会はその相談の機会に所属会員を派遣させるものとする。 (3)空家等を適切に管理するための啓発に関する事業…米子市が空家等の適切な管理に関する啓発を行うポスター及びチラシを作成した場合、宅建協会はその所属会員に対しポスターの刑事、及びチラシの配布をさせるものとする。	2017/1/30	2017年3月31日まで。ただし、有効期間満了の1カ月前までに意思表示を行わないときは、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
123	米子市空き家・空き地バンク登録制度の運営に関する協定	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	住宅政策課	市内の空き家等及び空き地の流通を促進することによりその活用を図り、もって良好な生活環境の保全及び地域の活性化を図るために米子市空き家・空き地バンク登録制度の運営に関して相互に連携し、協力するもの	【市の業務】 ・空き家等及び空き地の流通の促進を図るため、空き家・空き地バンク登録制度において、空き家等及び空き地に関する情報の収集、発信等の業務を行う。 ・協会に対し、空き家・空き地バンクへの登録の申込みのあった空き家等及び空き地の媒介について、協力を依頼する。 【協会の業務】 ・市から空き家等及び空き地の媒介について協力を依頼されたときは、協会所属会員に周知し、当該空き家等及び空き地の媒介に関し、所属会員の理解及び協力を得ることができるよう努める。 ・市に対し、空き家等及び空き地の売買、賃貸借その他市場への流通の促進に関し、助言等を行う。	2019/3/19 原協定締結 2021/12/27 一部変更締結 (空き地追加)	2020年3月31日まで。ただし、有効期間満了の1カ月前までに意思表示を行わないときは、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。	
124	米子市公共下水道事業（皆生処理場送泥管改築工事）に伴う境線後藤・三本松口間2K740M下水道管新設工事	西日本旅客鉄道株式会社	整備課	皆生処理場送泥管改築工事のうち、JR軌道下の推進工事の施工	(1)工事の内容及び施工区分は、「事業内容計画書」のとおりとする。 (2)工事の工程は、「事業工程表」のとおりとする。 (3)工事の計画予算は、「事業費負担額調書」による。 (4)請負契約の完了時及び精算時に、請負契約並びに工事の出来高・しゅん功に関する資料を提出する。	2020/10/29	2021年6月30日まで。	
125	災害時における復旧支援協力に関する協定書	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	整備課	災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うこと	(1)被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務 (2)その他、協議し必要とされる業務	2017/3/31	協定締結日から1年間。期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
126	下水道工事及び農業集落排水施設工事に伴うガス供給施設の移転に関する協定	米子瓦斯株式会社	整備課	地下埋設物の近接した地域において下水道工事を施行する際に施設の保安の確保及び機能の保持のために必要な措置を講じるもの	(1)工事前協議等に関する事 (2)対象ガス供給施設の範囲に関する事 (3)移転工事に関する事 (4)完了確認に関する事 (5)補償金の額に関する事 (6)補償金の請求及び支払に関する事 (7)前払金に関する事 (8)部分払に関する事 (9)協定の有効期間に関する事 (10)協定の有効期間に関する事 (11)質疑等の決定に関する事	2020/4/1	協定締結日から1年間	
127	米子市公共下水道事業（蚊屋幹線工事）に伴う山陰本線伯耆大山駅構内大山道路踏切下下水道管新設工事の協定	西日本旅客鉄道株式会社	整備課	蚊屋幹線工事のうち、JR軌道下の推進工事の施工	(1)公正性と透明性の確保に関する事 (2)工事の位置及び設計に関する事 (3)工事の内容及び施行区分に関する事 (4)工事の完成期限及び工程に関する事 (5)工事の計画予算及び負担に関する事 (6)工事費の前金払及び部分払に関する事 (7)契約関係資料の提出に関する事 (8)工事費の確認及び精算に関する事 (9)工事の内容等の変更に関する事 (10)施設の帰属及び管理に関する事 (11)残存物件の処理に関する事 (12)工事用地の確保等に関する事 (13)行政上の手続き及び苦情等の処理に関する事 (14)損害の負担に関する事 (15)工事の進捗状況の打合せに関する事	2019/8/8	協定締結日から1年間	
128	米子市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	施設課	災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大並びに生活環境の悪化及び公共用水域の水質の悪化を防止すること	(1)災害時での下水道施設の機能を暫定的に確保するための現場対応業務 (2)災害時の状況確認のための現地調査	2020/10/1	2021年9月30日まで。以後、毎年1年更新。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
129	米子市下水道施設再構築事業支援に係るパートナーシップ協定	地方共同法人日本下水道事業団	施設課	米子市公共下水道の整備に関し、その業務の一部の施行を日本下水道事業団に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資すること、及び長期的な相互の協力の下、米子市が求める米子市公共下水道事業に係る包括的パートナーシップモデル事業において日本下水道事業	業務の委託の対象及びその範囲 (1)米子市公共下水道に係る計画策定 (2)内浜処理場、中央ポンプ場、皆生処理場及び淀江浄化センター他における設計、工事発注、監督及び検査 【米子市が求める米子市公共下水道事業に係る包括的パートナーシップモデル事業】 革新的技術の導入、既存システムの組み換え再構築、分野連携等を含め、ひと・モノ・資金の全てを網羅し、事業全体を最適化するために必要な事業	2021/11/10	期間の定めなし	
130	災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援に関する	鳥取県土地改良事業団体連合会	施設課	災害が生じた農業集落排水施設の機能の早期の復旧に資すること	(1)災害時での下水道施設の機能を暫定的に確保するための現場対応業務 (2)災害時の状況確認のための現地調査	2016/10/4	期間満了の1ヶ月前までに申出を行わないときは、1年を単位として更新。以後、同様。	
131	非常時における飲料供給に関する覚書	ガイドードリンク株式会社他	水道局計画課	非常時飲料供給機能付き自動販売機を設置し、災害等の非常時における救援物資として米子市水道局の飲料商品を災害被害者等へ供給すること	(1)非常時飲料供給機能付き自動販売機の設置に関すること (2)非常時における災害被災者への飲料商品の供給に関すること	2009/9/28	当該非常時飲料供給機能付き自動販売機を設置している期間	
132	日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱	日本水道協会中国四国地方支部	水道局計画課	地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部の正会員相互間で応援活動を行うこと	(1)応急給水活動 (2)応急復旧活動 (3)応急復旧用資機材の提供 (4)工事業者の斡旋	1996/10/4	なし	
133	災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務に関する基本協定	社団法人鳥取県管工事業協会西部支部	水道局計画課	災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等を迅速かつ的確に実施すること	(1)水道及び工業用水道施設の応急復旧作業 (2)水道及び工業用水道施設の工事を指示及び指導できる者の派遣 (3)緊急を要する水道及び工業用水道用資材等の調達及び輸送	2010/3/1	満了日の60日前までに終了の意思表示がない場合は2年を単位として更新し、以後この例による。	
134	災害時における水道施設復旧援助に関する協定	米子管工事業協同組合	水道局計画課	米子市水道事業の給水区域内において災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、米子市水道局と米子管工事業協同組合とが相互に協力し、日常的な危機管理体制の強化と災害時の円滑かつ迅速な水道施設の復旧を図ること	(1)復旧支援	2001/2/21	協定締結日から2年間。期間満了の日の60日前までに申し出がない場合は有効期間を2年間更新し、その後も同様。	

【R4.6時点】各種協定一覧表

No.	協定名	協定締結の相手方	現在の担当部署	協定締結の目的	連携事項	協定締結日	有効期間等	備考
135	米子市、山陰パナソニック株式会社及びパナソニックスポーツ株式会社の連携協力に関する協定	山陰パナソニック株式会社、パナソニックスポーツ株式会社	スポーツ振興課	スポーツに親しむことができる機会の提供を推進するとともに、スポーツを通じた市民の健康増進及び青少年の健全育成のほか、地域の活性化及び地域経済の発展をめざして互いの活動の充実を図ること	(1)スポーツの振興に関すること。 (2)スポーツを通じた様々な年代の相互交流と連帯感あふれるまちづくりの推進に関すること。 (3)地域におけるスポーツ振興及び健康づくりの拠点となる市内スポーツ施設の管理及び機能向上等に向けた助言に関すること。 (4)前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項	2022/12/14	協定締結日から1年間。期間満了の日の3ヶ月前までに申し出がない場合は有効期間を1年間更新し、その後も同様。	
136	米子市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定	株式会社ジモティー	グリーン推進課	ごみの減量化及び市民のごみ減量化の意識の高揚を図ること	(1)リユース活動を促進するための企画及び立案に関すること。 (2)リユース活動を促進するための広報及び啓発に関すること。 (3)その他リユース活動の促進に関して、双方で合意した事項に関すること。	2023/1/27	2023年3月31日まで。ただし、当該期間満了日の30日前までに書面により申し出がない場合は、1年を単位として同一の条件で更新されるものとし、その後も同様。	

ボランティア・ロード協定書一覧

番号	協定名	協定締結当時の担当部署	協定締結日
1	ボランティア・ロードin米子	管理課	平成13年7月18日
2	ボランティア・ロード大高	管理課	平成14年12月20日
3	ボランティア・ロード大山	管理課	平成18年6月29日 (平成24年3月27日変更)
4	ボランティア・ロード西部温島	管理課	平成18年11月17日
5	ボランティア・ロードなかしま	維持管理課	平成19年10月3日
6	ボランティア・ロード「ダイハツ」	維持管理課	平成19年11月8日
7	ボランティア・ロード花	維持管理課	平成19年11月21日
8	ボランティア・ロード車尾	維持管理課	平成23年4月11日 (平成23年9月7日変更)
9	ラッテちゃん ボランティア・ロード	維持管理課	平成27年2月18日
10	ボランティア・ロードふくばら	維持管理課	平成27年5月21日
11	ボランティア・ロード鳥取トヨペット	維持管理課	平成28年5月16日
12	ボランティア・ロード米子市公会堂	維持管理課	平成28年9月20日
13	ボランティア・ロードチームYFBA	道路整備課	令和元年7月10日
14	ボランティア・ロードトヨタレンタルリース鳥取米子店	道路整備課	令和3年7月13日

中山間集落見守り活動協定事業者

(R4.3現在の締結事業者)

No.	年度	協定締結日	事業者名	備考
1	20	平成20年6月2日	(株)新日本海新聞社	グループ計2社
2	21	平成21年6月4日	鳥取西部農業協同組合	1
3	21	平成21年12月18日	山陰中央ヤクルト販売株式会社	1
4	21	平成22年1月19日	大山乳業農業協同組合	グループ計3社
5	22	平成22年5月10日	鳥取県生活協同組合	1
6	22	平成22年6月29日	ヤマト運輸株式会社津山主管支店	1
7	22	平成22年12月27日	服島運輸株式会社	1
8	22	平成22年3月16日	日本生命保険相互会社鳥取支社	1
9	23	平成23年4月18日	(株)目久美(乳製品販売業)	1
10	23	平成23年7月14日	日ノ丸産業株式会社	1
11	23	平成24年3月27日	郵政グループ	グループ計4社
12	27	平成27年12月22日	明治安田生命保険相互会社山陰支社	1
13	28	平成28年10月14日	鳥取ガス産業株式会社	1
14	28	平成29年3月23日	損害保険ジャパン日本興亜(株)	1
15	29	平成29年7月18日	東京海上日動火災保険株式会社	1
16	29	平成30年3月22日	第一生命保険株式会社鳥取支社	1
17	31	令和元年11月13日	ティーエスアルフレッサ株式会社	1
18	1	令和2年2月19日	株式会社セイエル	1
19	2	令和2年11月25日	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1
20	3	令和3年4月27日	株式会社M・Aサービス	1
21	3	令和4年3月15日	株式会社山陰合同銀行	1
				計 27業者

【別紙】経済戦略課①

企業名	協定締結日
(株)鶴見製作所 米子工場	平成22年6月30日
ニッポン高度紙工業(株)	平成22年8月23日
(株)アイクス	平成23年12月19日
王子製紙(株) 米子工場	平成24年7月9日
(株)源吉兆庵	平成24年7月25日
シャープ米子(株)	平成25年8月8日
WELLCOM YONAGO(株)	平成25年11月6日
(株)MICOTOテクノロジー	平成26年4月18日
(株)イーウェル	平成26年5月8日
(株)インフォメーション・ディロップメント	令和2年11月16日

米子流通業務団地環境形成協定書

	協定締結の相手方	締結日
1	室山運輸(株)	平成12年3月27日
2	尾家産業(株)	平成12年3月27日
3	コマツ山陰(株)	平成12年5月1日
4	(株)NTTドコモ中国	平成13年3月28日
5	(株)ワコーグループ	平成13年4月20日
6	(株)アスコ	平成13年6月11日
7	ブリヂストンタイヤ中国販売(株)	平成13年6月13日
8	(株)エバルス	平成13年4月20日
9	丸協運輸(株)	平成14年10月4日
10	(株)ホンダ部品中国	平成15年12月26日
11	(株)クボタ	平成16年9月2日
12	鳥取県保健事業団	平成16年9月17日
13	西尾レントオール(株)	平成16年9月29日
14	水野商事(株)	平成16年10月22日
15	大西商事(株)	平成17年1月21日
16	花王グループカスタマーマーケティング(株)	平成17年3月29日
17	(株)日之出運輸	平成17年10月14日
18	(株)松本油店	平成18年1月30日
19	富士鋼材(株)	平成18年3月3日
20	宮野医療器(株)	平成18年7月3日
21	日本通運(株)	平成18年7月28日
22	(株)まつした	平成18年11月8日
23	岡山県貨物運送(株)	平成19年2月22日
24	日ノ丸産業(株)	平成19年4月6日
25	松本油店	平成19年4月27日
26	鳥取県保健事業団	平成19年4月23日
27	米子精工(株)	平成19年9月26日
28	(株)ムロオ	平成21年8月4日
29	鳥取県西部トラック事業協同組合	平成19年11月19日
30	(株)リョーキ	平成23年10月28日
31	TSネットワーク(株)	平成24年1月30日
32	双葉運輸(株)	平成24年7月18日
33	(株)源吉兆庵	平成24年12月13日
34	上田コールド(株)	平成26年4月2日
35	大黒天物産(株)	令和元年6月19日